

基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
 同第172号, 同第197号, 同第348号, 同第509号
 令和3年(ワ)第254号, 同263号 損害賠償請求事件

原告 入江 須美 外30名
 被告 国 外2名

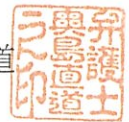
準備書面14

2022年2月15日

松山地方裁判所民事1部 御中

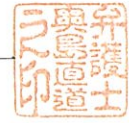
上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



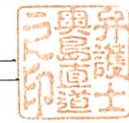
同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



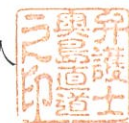
同

八木 正雄



同

山中 真人



同

水野 泰孝



弁護士奥島直道 復代理人

栗谷 しのぶ



第1 被告国に対する主張の補充

1 旧規則による放流の場合の効果（鹿野川ダムの場合，野村ダムとの連動）

野村ダムにおいては，平成8年変更前の操作規則に基づいて放流操作をすれば，異常洪水時防災操作を回避し，放流量を毎秒1000トンに抑えることができ，浸水被害を防ぐことができたことは，別紙1の国土交通省のデータと250万トンの追加容量から，既に述べている。（原告準備書面11第1）。

鹿野川ダムについても同じことがいえる。国土問題研究会肱川水害問題調査団代表の上野鉄男氏の調査意見（甲11）から明らかである。

ただ，上野氏の調査は，鹿野川ダムの実際の流入量に基づいて行われている（甲11）。しかし，鹿野川ダムの上流には野村ダムがある。平成8年変更前の操作規則に基づいて放流操作をした場合，鹿野川ダムだけではなく，野村ダムにおいても同様に平成8年変更前の操作規則に基づいて操作が行われる。上述したように，野村ダムは最大放流量を毎秒1000トンに抑えることができている。当然，実際に行われた放流量とは異なってくる。

そうすると，野村ダムから放流された水が鹿野川ダムに流入するのだから，野村ダムが平成8年変更前の操作規則に基づいて放流操作を行えば，鹿野川ダムに入ってくる量は，実際の場合よりも異なってくる。野村ダムから放流された水が鹿野川ダムに流入されるのはおよそ1時間後である。野村ダムが異常洪水時防災操作を開始したのは午前6時20分なので，鹿野川ダムにおいては，7時30分ぐらいまでは実際よりも多い流入量となり，その後は実際よりも流入量が少なくなる。別紙2のBの図（ハイドログラフ）のようになる。

このBの図のイの部分を実際にはダムに溜まった水量であるが，平成8年変更前の操作をとれば放流できた水量である。放流できているので，

その分だけダムの容量には余裕が生じる。Bの図の口の部分は実際には放流され、そのために水害を引き起こしているが、この部分をダムにためることができれば、異常洪水時防災操作を回避して水害は防ぐことができる。別紙2の図のイとロを比較すれば、イの部分のほうが大きくて、イの部分でロの部分の放流量をためて放流を防ぐことができるので、異常洪水時防災操作を回避することができる。

以上のことから、野村ダムと連動して考えると、鹿野川ダムの場合にも平成8年変更前の操作規則に基づいて放流操作をすれば異常洪水時防災操作を回避でき、放流量を抑えて水害を防止できたことがよくわかる。

第2 西予市に対する主張の補充

1 土居真二野村支所長の地位と過失

西予市は、本件水害の際、本所内に災害対策本部を設置するとともに、野村ダムのある野村町に現地災害対策本部を設置し、野村支所長である土居真二を現地本部長に任命した。西予市長は、自己の権限の一部を現地災害対策本部長に委譲しており、土居支所長は野村住民への情報提供を行う権限と義務を有していた。そのために、野村ダム事務所からの連絡は、西予市本所ではなく、野村支所に直接行われることになっていた。それゆえ、土居支所長は野村ダム事務所から伝えられた重要な情報を住民に伝えて、住民の安全を確保する義務があった。

土居支所長は、野村ダム事務所から、午前6時03分に異常洪水時防災操作開始の連絡をファックスで受け、午前6時08分には毎秒1750トンを放流するとの連絡を電話で受けて、急激に水が増えて住宅が飲み込まれるほどの放流がなされることを知らされた。土居支所長は、午前5時10分に西予市が避難指示を出したのに、午前6時過ぎの段階で、多くの住民が家にとどまり、避難所に避難していない状況を把握していた。それなのに、土居支所長は、「急激に水が増えて、住宅が飲み込まれるほどの放流がなされるこ

と」を住民に伝えて、避難を促さなかった。そのため、住民の避難が遅れて、生命を失うものも出た。これは土居支所長の過失であるから、西予市が賠償責任を負うことは明らかである。

2 多くの住民が生命を失う危険な状況にいたこと

1 野村町で被害を受けた原告11名の陳述書を提出する。

2 西予市は、死亡した5人が、不注意で逃げ遅れたために、そのような結果になったとして、死亡した者の避難行為が十分でなかったことを主張して、自己に責任がないとする。

しかし、死亡した者以外にも、西予市が住民に対して、野村ダムから伝えられた家屋が飲み込まれるほどの放流量になることを伝えようとしなかったために、多くの住民が危険な状況下に立たされていた。

まず、逃げ遅れて屋根の上に登るしかなかった人たちは、生命を失うのと紙一重のところ助かっている。

それ以外にも、原告らの陳述書において、4名が紙一重のところ助かっていた。

原告林功は、首まで水に浸かっている中で、流されないように泳いで避難している。もう少し流れが強ければ、もしくは、逃げるのが遅ければ、濁流に流されてしまっている。

原告兵頭善人は、たまたま家の外に出たときに消防車が通りかかったので救助されている。外に出るのが少し遅かったり、消防車が移動していれば、高齢で屋根の上に逃れることはできず、濁流に飲みこまれてしまっている。

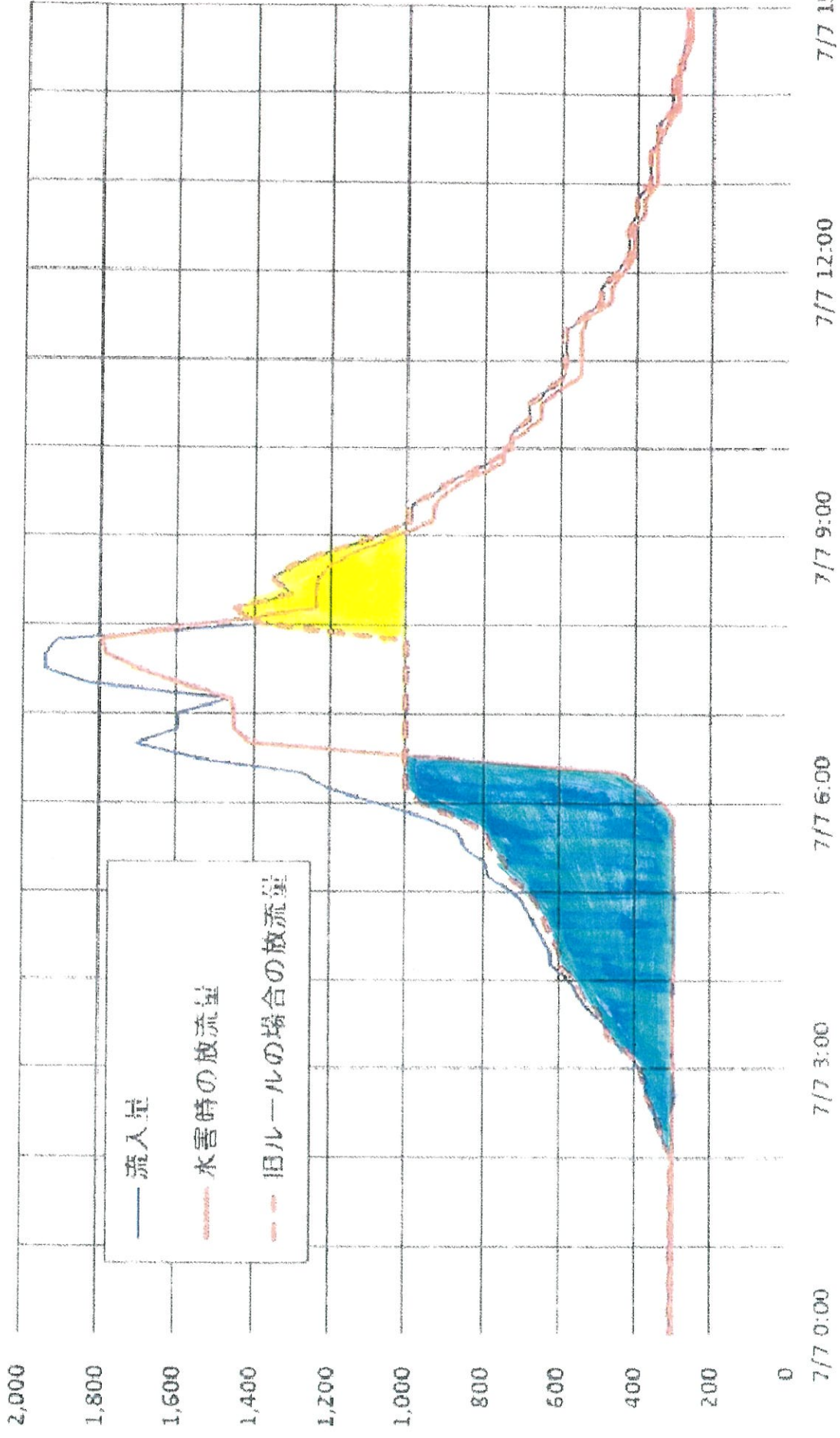
原告鎌田善春は、いつもは地下室で寝ていた。地下室で寝ていれば、急に浸水を受けて、地下室の唯一の入り口である階段から水が大量に入ってくるため、地下室から脱出できなかった。その日に限って一階に寝ていて助かった。

原告那須重喜の次女は、家に残っていたが、もう少し浸水が多ければ、家の二階で濁流にのみこまれている。

以上

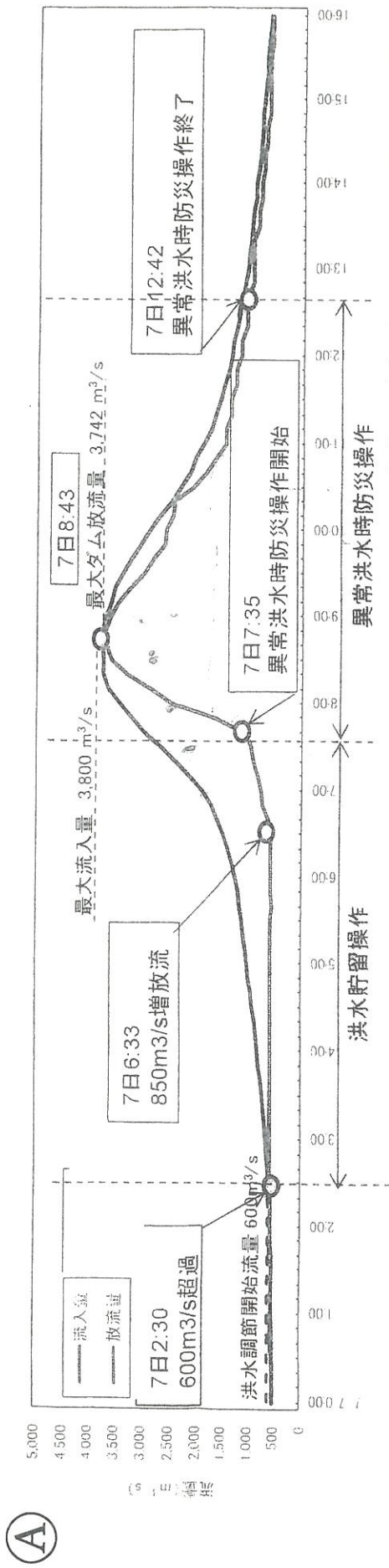
野村ダムの流入量と放流量 2018年7月

m³/秒



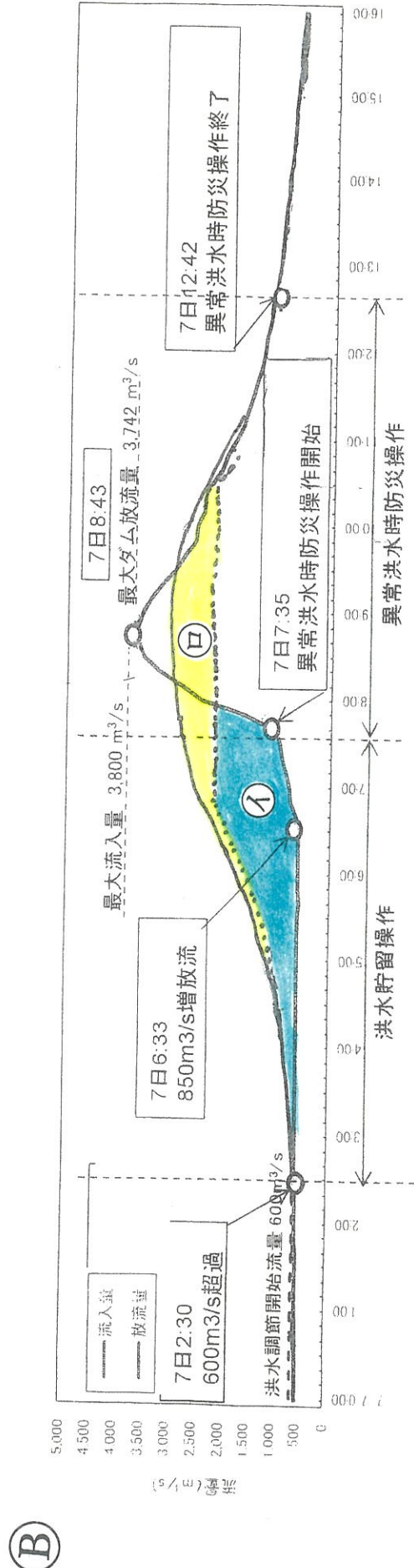
ダム流入量・放流量、貯水率の推移；国土交通省 水資源センターデータベース

【実際の放流量と流入量】



※数値は速報値であり今後変更となる場合がある。

【野村ダムが適正に放流した場合の流入量の流況に基づいて】



※数値は速報値であり今後変更となる場合がある。(別紙2)

